

相模原市体育館の指定管理者の選考の概要

相模原市体育館の指定管理者の選考に当たっては、公募及び選考委員会の設置を行わず、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間、相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場及び相模原市体育館（以下「相模原市体育館等」という。）の指定管理者として指定された総合体育館グループ運営共同企業体に申請書類の提出を求め、指定の基準に適合しているものとして選考した。

1 選考結果

総合体育館グループ運営共同企業体を指定管理者候補団体とすることとした。

2 選考理由

- （1）評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、高い合計得点であったこと。
- （2）各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したこと。
- （3）現在の相模原市体育館等の管理運営の状況が良好であり、継続的な管理運営が期待できること。

3 評価基準・評価結果

（1）評価基準に基づく評価結果

評価項目		配点	候補団体
事業計画			
内訳	指定管理者の適正	5	4
	管理運営方針	5	4
	地域活性化	5	4
	計画事業（自主事業を除く）	15	12
	自主事業	15	9
	利用者ニーズ	15	12
	維持管理計画	15	12
	人員配置	5	3
	安全管理及び緊急時の対応	10	8
	適正な管理・経理	5	3
小計		95	71
収支計画・経費的效果			
	収支計画の妥当性	5	3

内 訳	指定管理料の削減	5	3
	利益の還元	5	5
	小 計	1 5	1 1
合 計		1 1 0	8 2

※ 合計得点における最低基準得点は66点とした。

(2) 管理能力に係る評価

令和5年11月に実施した相模原市体育館等の管理運営状況に係るモニタリングにおいて、候補団体による業務は適正に実施されているものと評価しており、継続的な管理運営が期待できるものと評価した。